

政令使用人の変更(設置)

☆ 事務所所在地が	京都市内の場合	全日事務局へ提出
	京都市外の場合	各管轄の土木事務所へ提出

※宅建業者の提出書類

提出部数 正本1部 副本2部 の合計3部です

提出用紙	様式	添付書類
宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書	第3号の4 (第一面) (第三面)	・身分証明書(本籍地の市区町村長が発行) ↑外国籍の方は住民票(在留に関する事項・国籍・在留カード等番号が記載されているもの) ・登記されていないことの証明書(本籍の記載不要)
誓約書	添付書類(2)	
略歴書	添付書類(3)	
連絡先に関する調書	添付書類(9)	

※ 京都地方法務局の窓口で、成年後見登記に関する証明書の交付が行われています。

郵送による証明書の請求は、従来通り、東京法務局のみの取扱いとなります。

京都地方法務局：京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

※従事者に異動がある場合

提出用紙	様式	添付書類
従事者異動届	第9号	
専任の宅地建物取引士設置証明書	添付書類(4)	

※全日への提出書類

提出用紙	様式	添付書類
変更届		様式第3号の4 の写し ※従事者異動届・専任の宅地建物取引士設置証明書の写し (※従事者に異動がある場合)

(公社)全日本不動産協会京都府本部 事務局
京都市中京区柳馬場通三条下ル槌屋町98-2
TEL:075-251-1177